

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（経済産業省）

制 度 名	上場株式等の自己株の公開買付の場合のみなし配当課税の特例	
税目（条文番号）	所得税（租税特別措置法 9条の6）	
見 直 し の 内 容	<p>平成 22 年 3 月 31 日までの特例措置として、上場株式会社及び店頭登録会社が公開買付により自己株式を取得した場合、みなし配当課税の規定（所得税法 25 条）は適用しないこと（株式譲渡時に譲渡益として課税）とされているが、本特例措置を廃止すること。</p>	
	増収見込額 （平年度）	百万円
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>上場会社等が自己株式の公開買付けを行う場合、従来は、公開買付けの金額が取得価額よりも小さいケースにおいて、譲渡損が発生しているにもかかわらずみなし配当分についての課税が発生するなど、市場取引での自己株取得（株主には譲渡益課税のみが発生）と比べ、株主に対する課税関係が不利な取扱いとなる可能性があった。このため、課税の中立性を確保し、我が国の上場会社等による円滑な自己株式の取得を促す観点から、本措置により、上場会社等が自己株式の公開買付けを行う場合のみなし配当について、株式の譲渡による所得として課税することとされた。</p> <p>しかし、平成 21 年から上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算の仕組みが導入され、さらに平成 22 年からは、特定口座を通じた取引によって当該損益通算にあたって申告を不要とする仕組みが導入された。</p> <p>この結果、上場会社等が自己株式の公開買付けを行う場合と市場取引で自己株取得を行う場合との間の課税の中立性の問題については解決されているため、本特例措置を延長する必要はないと考えられる。</p>	